

令和 5 年 3 月 31 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 菅 井 隆 雄

会津若松市監査委員 目 黒 章三郎

定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 企画政策部（企画調整課、企画調整課協働・男女参画室、企画調整課庁舎整備室、企画調整課スマートシティ推進室、地域づくり課、秘書広聴課、情報統計課、北会津支所まちづくり推進課、北会津支所住民福祉課、河東支所まちづくり推進課及び河東支所住民福祉課）
- (2) 健康福祉部（地域福祉課、障がい者支援課、高齢福祉課、子ども家庭課、子ども保育課、国保年金課、健康増進課及び健康増進課新型コロナウイルス感染症対策室）
- (3) 農政部（農政課及び農林課）
- (4) 選挙管理委員会事務局

(5) 上下水道局（総務課、経営企画課、上水道施設課及び下水道施設課）

### 3 監査対象期間

令和3年度事務執行分

### 4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 行政評価の対象とされた事業及びその他予算計上事業
- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 上記(1)に関する工事
- (4) その他監査委員が必要と認めるもの

### 5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第1節 財務事務監査の着眼点」、「第2節 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第4節 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

### 6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

### 7 監査の実施場所及び日程

#### (1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和4年10月21日から令和5年2月2日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和5年2月3日及び同月7日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、更なる事務執行の適正を期し、次のとおり所見を述べる。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

○会津若松市つながりづくりポイント事業業務委託について（高齢福祉課）

ア 契約内容の概要

市では、市民の地域活動参加や高齢者の社会参加の促進及び介護予防の推進を目的とした会津若松市つながりづくりポイント事業を実施している。その事業内容は、市民のボランティアや介護予防活動等の実績に基づきポイントを付与し、集めたポイント数に応じて交換した利用券を協力店で使用してもらうというものである。

当該事業に係る契約は、事業の周知、活動者・登録団体の募集・登録、シールやポイント手帳の作成・交付、利用券の作成・交付・換金、利用券協力店の公募・登録などの

業務を委託したものである。

契約の中には利用券の換金業務が含まれており、令和3年度の履行に係る契約においては、委託業務全体を精算方式とし、令和4年度から令和6年度までの履行に係る契約においては、利用券の換金額のみを精算方式としたものである。このことについて、精算内容を変更した理由を確認したところ、所管課は、利用券の換金額以外の費用は事業者の効率的な事業実施への工夫を期待するものであり、精算することで事業者の工夫意欲を阻害する可能性があるかと判断し、換金額のみの精算にしたと回答している。

## イ 契約における問題点について

### (ア) 令和3年度分の精算について

契約金額は、事務員費、事務費等及び先行利用券費の合計金額に消費税率を乗じた金額を加えた総額としている。全額を概算払で支出し、事業完了後に精算しているが、精算方法は、概算払額から受注者が支出した経費を除いた金額を市に返納する実費精算方式をとっている。概算払の費目は、事務員費、印刷製本費、先行利用券費、事務費等及び消費税であったが、精算書の費目に消費税の金額の記載はなかった。

所管課に対し、精算における消費税の取扱いを確認したところ、返納額は、税込の概算払額から受注者が市に報告した支出済額を除いた金額であり、費用の詳細は把

握していないとのことであった。このことは、実費精算方式をとっているにもかかわらず、所管課において、受注者が事業実施にかかった費用の内容を精査しておらず、検収体制に不十分な面があったと言わざるを得ない。

(イ) 請負契約における「一般管理費」について

令和3年度及び令和4年度から令和6年度までの履行に係る契約において、「一般管理費」に相当する経費の設計・積算が不明瞭であった。

特に、令和3年度においては、市の業務委託設計書、費目別内訳書及び積算根拠で「一般管理費」に相当する経費を積算していなかった。一方で、受注者の入札の価格内訳書には、事務員費、印刷製本費、先行利用券費及び事務費等の他に、「一般管理費」が計上されており、それらの合計金額を入札金額として入札していた。2度の入札不調後、市は、見積合せの結果、予定価格内となったことから随意契約を行っているが、その際の価格内訳書に「一般管理費」は計上されていなかった。

「一般管理費」は、業務を行うために必要な経費であり、当該業務に要した経費としての抽出や特定が困難なものについて、契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払が認められた間接経費のことをいう。今回の委託業務においても、「一般管理費」を計上することが適当と思料され、このことは、2度の入札不調の要因になった

と受け取られかねない不十分な対応であったと考えられる。また、受注者の経営に係る負担を「一般管理費」という経費として算出することで、当該事業への創意工夫や遂行意欲が期待でき、更には事業効果にもつながるものと考えられることから、今後の経費積算においては、十分に留意されたい。

(ウ) 契約時の消費税について

令和3年度及び令和4年度から令和6年度までの履行に係る契約において、委託料の契約額の算出については、業務に係る必要経費を積算し、その合計額に消費税率を乗じているが、利用券換金額については、他自治体や庁内における類似業務において、その部分を別に取り扱い、消費税がかからない支出としている例がみられる。他事例のように、役務の提供として消費税がかかる経費とは別に取り扱うべきであると思料するが、今後、同様な業務における契約のあり方について、市としての契約手法の指針を明示されたい。

本事業は、地域における高齢者を含めた「つながりづくり」を推進するものであり、敬老祝金支給等からの転換策として、市民の注目度が高く、今後の事業の有効性が期待される。事業効果を測る指標としては、市民の活動実績に基づくシール・ポイント手帳の交付率や利用券

の換金率が考えられる。令和3年度は、75歳以上の市民に1人当たり2千円の先行利用券を送付したが、協力店の利用券換金率は42.78%と5割にも満たなかった。シール・ポイント手帳の交付率や利用券の換金率を高めるための取組に際しては、委託事業者の役割が重要視される場所である。所管課においては、事業効果が十分に図られるよう、受注者との連携を密にして事業に取り組まれない。特に、令和4年度から令和6年度までの履行に係る契約は、年度ごとの支払限度額設定を伴う複数年契約であり、令和5年度以降も同様の事業が継続していくものである。市として、今回の契約に係る問題点に留意し、事業目的に沿って、効率的・効果的な事業の遂行を図られたい。

将来的には、デジタル化や脱炭素化などに対応した取組においても、ポイント事業等の業務委託が数多く想定される。新たな事業計画においては、仕様、設計・積算、契約、事業管理、精算の各段階において、チェックとマネジメントの体制づくりが必要不可欠である。市においては、庁内における関係各課との連携や情報共有はもとより、他市の事例を研究するなど、適正な事業遂行がなされるよう期待する。

(参考)

委託業務名 会津若松市つながりづくりポイント事業業務委託

**【令和3年度事業分】**

部課等 健康福祉部高齢福祉課（事業・契約所管課）

契約方式 公募型指名競争入札

契約締結日 令和3年6月28日

履行期間 令和3年6月28日から令和4年3月31日まで

契約金額 61,817,800円（うち消費税等の額5,619,800円）

※うち「先行利用券（注）」換金分 38,000,000円

精算額 38,011,410円

※うち先行利用券換金額 15,379,500円

返納額 23,806,390円

（注）75歳以上の市民に一律2,000円（500円単位）の利用券を交付。令和3年度のみ協力店で利用可能。令和3年度の送付件数は17,974件（35,948,000円）。

**【令和4年度～令和6年度事業分（債務負担行為に基づく契約）】**

部課等 健康福祉部高齢福祉課（事業所管課）

総務部契約検査課（契約所管課）

契約方式 制限付一般競争入札

契約締結日 令和4年3月9日

履行期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで



契約金額 134,203,821 円（うち消費税等の額12,200,347円）

支払限度額 令和4年度 35,692,907円（同3,244,810円）

※うち利用券換金分 8,925,000円

令和5年度 46,585,037円（同4,235,003円）

※うち利用券換金分 19,350,000円

令和6年度 51,925,877円（同4,720,534円）

※うち利用券換金分 24,300,000円